

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長及び北名古屋市議会議長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年2月9日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

6 北 国 第 4 6 号

令 和 6 年 1 月 2 4 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年12月22日付け5北監第59号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜国保医療課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

ア 国民健康保険税の減免について、申請書に所得減少理由が記載されていないものがあった。

イ 一般被保険者過年度返納金について、未返納者に対する催告の事務が一部未実施だった。

(2) 収入及び支出事務について

全般において、決裁を受けないままの事務処理が散見された。

2 【措置状況】

(1)のア 指摘された案件については、申請者本人に連絡を取り、減少理由を記載していただいた。今後、申請書等の提出書類については、受付時に申請内容を精査し、記載漏れのないよう適正な事務処理を行います。

(1)のイ 過年度分の催告については、現年度分同様、適正な事務処理を行います。

(2) 指摘事項については、適宜決裁し、適正な事務処理を行います。

3 【意見】

(1) 返還金債権について、債務者と接触した内容等の記録が取られていないものや、徴収事務について決裁されていないものがあった。回収の実効性を高めるため、対応の記録を残し進捗管理を徹底されたい。

(2) 所管する事業の対象者や必要となる手続きについて、関係各課と協議するなど、適切に周知する方法を検討されたい。

4 【措置状況】

(1) 意見について、適宜決裁し、上司及び課内職員に情報共有し、適正な事務処理を行います。

(2) 意見について、ホームページや案内チラシへの掲載及び関係課と調整し、申請対象となり得る市民に対し周知の徹底を行います。

6 北 議 第 9 号

令和6年2月1日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市議会議長 大 野 厚

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和5年12月22日付け5北監第59号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<議事課>

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

費用弁償及び普通旅費について、出張に要した費用の精算が規則に規定する期間内に行われていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、規則で定める期日までに精算事務を徹底し、事務処理を適正に行います。